

下 総 第 2 1 9 号
平成 3 0 年 9 月 3 日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成 3 0 年 2 月 2 0 日付け監査報告第 5 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

総務部管財課
上下水道局経営管理課

総務部管財課について

普通財産の貸付けに係る連帯保証契約において、貸付人である市と連帯保証人との間の連帯保証契約が解約された後に、市と新たな連帯保証人との間の連帯保証契約が締結されていない事例があった。当該事例では、従前の保証人との間の連帯保証契約が解約された後に、市、借受人及び借受人が新たな連帯保証人として立てた者（以下「丁」という。）の3者は、契約書に記名押印しているが、当該契約書により締結された契約の内容は主に貸付料の改定であり、連帯保証に関する条項はなかった。市が丁に借受人の連帯保証をさせるためには、当該契約書により締結された契約とは別に、市と丁との間で連帯保証契約を締結する必要があるがあった。適切な契約事務を行われたい。

連帯保証契約を締結する必要があると指摘された案件について、借受人及び借受人が新たな連帯保証人として立てた者（以下「丁」という。）に対し、連帯保証債務に係る必要な説明を行った上で、市と借受人との間で締結した市有財産貸付契約の連帯保証債務を丁が引き受ける債務引受契約を締結しました。

上下水道局経営管理課について

未収債権について、下関市上下水道局債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）に下関市債権管理条例第4条第3項の徴収計画を毎年度4月末日までに策定することが規定されているが、当該期限内に策定されていないものが見受けられた。また、債権管理規程に未収債権の管理の状況について、毎年度6月末日までに債権の管理の状況に関する報告書を作成し、下関市債権管理条例施行規則に規定する下関市債権管理委員会に提出しなければならないことが規定されているが、当該期限内に提出されていなかった。債権管理規程等に基づき適正に事務処理されたい。

平成29年度定期監査の結果に関する報告に基づく改善措置について、下関市債権管理条例及び下関市上下水道局債権管理規程を再確認し、当該条例等に基づき別紙のとおり適正に事務処理を行いました。

別紙

平成29年度末時点未収債権保有課所

- ・お客さまサービス課
- ・給水課
- ・北部事務所
- ・下水道整備課

徴収計画の策定日

- ・お客さまサービス課 平成30年4月27日
- ・給水課 平成30年4月10日
- ・北部事務所 平成30年4月19日
- ・下水道整備課 平成30年4月24日

債権の管理の状況に関する報告書の作成日及び提出日

- ・お客さまサービス課 平成30年5月21日
- ・給水課 平成30年5月21日
- ・北部事務所 平成30年6月8日
- ・下水道整備課 平成30年6月19日